

2023年(令和5年)

9月号

号外

# くわな市議会だより

## 伊藤恵一議員に対する問責決議可決

以下の経緯により、伊藤恵一議員に対する一連の決議が行われました。

- ・令和5年3月定例会において伊藤恵一議員が、「K市の市長が企業から金を受け取り、家を建ててもらった」などと、現桑名市長を類推させる表現を用いた内容の発言を行った。
- ・令和5年4月上旬には、議員活動報告として同様の趣旨の内容を掲載した葉書を送付した。



### 決議にいたったポイント

「議会という公の場で、個人の名誉を傷つける恐れのある内容を、明確な根拠もなく行うことは許されるべきではない。」という声が複数の議員から上がり、決議案が作成されることになりました。

### 〈一連の流れ〉

#### 5月2日 臨時会

「伊藤恵一議員の発言等の根拠を明らかにすることを求める決議案」が全会一致で可決

～決議文の一部抜粋～

議会での議員の発言は、「言論の自由」から保障されるべきものではあるものの、法または規則において幾つかの制限があることを理解した上で発言すべきであり、同議員(伊藤恵一議員)の発言は、その域を超えている。また、市民に対して、誤解や疑念を抱かせるような情報発信は、市民の代表者たる議員として慎むべきものである。

よって、桑名市議会は同議員に対し、今月16日までに自身の一連の言動に対する根拠について、文書をもって明らかにすることを強く求めるものである。

#### 5月30日

#### 伊藤恵一議員から提出された回答を協議

各派代表者会議で協議した結果、回答書に発言に対する明確な根拠が示されていないため、再度「根拠を明らかにすることを求める決議案」を出すことを決定。

#### 6月8日 定例会

「伊藤恵一議員の発言等の根拠を明らかにすることを再度求める決議案」が全会一致で可決

#### 6月24日

#### 伊藤恵一議員から提出された2度目の回答を協議

各派代表者会議で協議した結果、再度提出された回答書も、発言に対する明確な根拠が示されていないため、「問責決議案」を提出することを決定する。

#### 6月29日 定例会

「伊藤恵一議員に対する問責決議案」を全会一致で可決

伊藤恵一議員に対して責任を強く問うとともに、猛省を促し、謝罪を求めた。



### 問責決議案提出に至ったポイント

※問責決議とは、議会において特定の地位にある者について、その責任を問う旨を意思表示した決議。法的な拘束力はないが、議会としての意思を示すことができる。

#### 桑名市議会議員政治倫理条例 第2条2項

議員は、政治倫理に反する行為として市民の疑惑を招いた場合は、自ら疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。

伊藤恵一議員から提出された回答書は、いずれも発言の明確な根拠を示すものではなく、桑名市議会議員政治倫理条例第2条2項に反することから、問責決議案を提出することとなりました。

# 伊藤恵一議員より謝罪文が提出されました。

## 伊藤恵一議員の謝罪文(一部抜粋)～

私の令和5年3月の桑名市議会定例会本会議における代表質疑並びに討論での発言、また議員活動報告として同趣旨の内容を記し、送付した葉書などは、情報提供者からの話を十分な裏付け調査などの確認をせず、自らの憶測と推測により、発言及び行動したことであります。

～中略～

私の類推させる行為により、桑名市政の信頼を失墜させ、市長の名誉と市議会の信用を著しく貶めたことに対し、心から謝罪を申し上げます。

今後、再び同様な言動があったと議会で判断されたときは、厳罰に処される覚悟ですので、お許しいただきたいと存じます。誠に申し訳ございませんでした。

令和5年7月13日

桑名市議会議員 伊藤 恵一

## 桑名市議会としての考え方

桑名市議会には26人の議員がいます。それぞれ政治的スタンスや主張する内容にも違いがあるのは当然のことですが、市議会は、政策的な議論を行う場であり、個人を貶めたり、誹謗中傷を行ったりする場では決してありません。

市議会では、今回の問題で、伊藤恵一議員に対し、二度も弁明の場を設け、同議員に確認しながら丁寧に議論を積み重ねてまいりました。

しかし、残念ながら明確な根拠が示されることはありませんでした。今さら申し上げるまでもなく、議員はその言動に責任を持たなければなりません。提出された三回の決議は、いずれも全会一致(全員賛成)で可決されました。これは、市議会としての良心を示すことができたものと考えています。

全ての議員が市民の代表であり、政治的主張を遮るものではありません。政策で議論ができる桑名市議会を望むものです。

今後も、市当局と議論を重ねながら、市民の皆さまが快適で住みよいまちになるよう議員活動を行ってまいります。

〈発行〉 桑名市議会広報広聴委員会

〈問い合わせ先〉 桑名市議会事務局 TEL:0594-24-1365 Mail:gikaijm@city.kuwana.lg.jp